主要利率一覧表【組合利率付】

日本政策金融公庫　国民生活事業（生活衛生貸付）　主要利率一覧表

（会社及び個人）　　（適用日：　令和8年11月2日・年利：%）

融資の種類				利率（注1）				
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金		基準利率	2.95	～	5.35	%
		省エネルギー設備		特別利率A	2.55	～	4.15	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
		衛生設備		特別利率C	2.35	～	3.65	%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うために必要な資金		特別利率A	2.55	～	4.95	%
				特別利率B	2.40	～	4.70	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	2.40	～	4.70	%
		外国人労働者の雇用管理の改善に必要な資金		特別利率A	2.55	～	4.95	%
		特例貸付	福祉増進資金 防災・環境対策資金	基準利率	2.95	～	5.35	%
				特別利率B	2.40	～	4.70	%
			生活衛生新企業育成資金	基準利率	2.95	～	4.95	%
				特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
				特別利率C	2.35	～	4.05	%
			生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	基準利率	2.95	～	4.95	%
				特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
		一般公衆浴場施設・設備		特別利率E	2.35	～	3.95	%
振興事業貸付	設備資金	振興事業施設のうち特定設備（注2）		特別利率C	2.35	～	4.05	%
		省エネルギー設備		特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
		衛生設備（注2）		特別利率C	2.35	～	4.05	%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うために必要な資金		特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率J	2.20	～	4.30	%
		外国人労働者の雇用管理の改善に必要な資金		特別利率A	2.55	～	4.55	%
		振興事業施設のうち上記以外のもの		基準利率	2.95	～	4.95	%
		特例貸付	福祉増進資金（注2）、防災・環境対策資金	特別利率C	2.35	～	4.45	%
			生活衛生新企業育成資金（注2） 生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金（注2）	基準利率	2.95	～	4.95	%
				特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
				特別利率C	2.35	～	4.05	%
	運転資金	振興計画に従って事業を営むために必要な資金（注2）		基準利率	2.95	～	4.35	%
		標準営業約款登録営業者にかかる資金（注2）		特別利率A	2.55	～	3.95	%
		キャッシュレス決済対応に必要な資金		特別利率A	2.55	～	3.95	%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うために必要な資金		特別利率A	2.55	～	3.95	%
				特別利率B	2.40	～	3.70	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	2.40	～	3.70	%
		外国人労働者の雇用管理の改善に必要な資金		特別利率A	2.55	～	3.95	%
		特例貸付	生活衛生新企業育成資金（注2）	基準利率	2.95	～	4.35	%
				特別利率A	2.55	～	3.95	%
				特別利率B	2.40	～	3.70	%
				特別利率C	2.35	～	3.45	%
			生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金（注2）	基準利率	2.95	～	4.35	%
				特別利率A	2.55	～	3.95	%
				特別利率B	2.40	～	3.70	%
生活衛生セーフティネット貸付〔経営環境変化対応資金〕				基準利率	2.95	～	4.35	%
				特別利率Q	2.55	～	3.95	%
生活衛生セーフティネット貸付〔危機対応後経営安定資金〕				基準利率	2.95	～	4.95	%
生活衛生企業再生貸付				特別利率A	2.55	～	4.55	%
				特別利率B	2.40	～	4.30	%
				特別利率C	2.35	～	4.05	%
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（注3）				**特別利率F**	**2.95**			**%**
災害貸付				基準利率（注4）	3.10	～	4.50	%
東日本大震災復興特別貸付（注5）				3.10～4.10%　（当初3年間最大－1.4%）				
令和2年7月豪雨特別貸付〔直接被害者・間接被害者〕（注5）				3.10～4.50%　（直接被害者：当初3年間－0.9%）				
令和2年7月豪雨特別貸付〔セーフティネット関連〕				基準利率	2.95	～	4.75	%
令和6年能登半島地震特別貸付〔直接被害者・間接被害者〕（注5）				3.10～4.50%　（直接被害者：当初3年間－0.9%）				
令和6年能登半島地震特別貸付〔セーフティネット関連〕				基準利率	2.95	～	4.75	%
挑戦支援資本強化特別貸付（注6）				0.50～3.95%				

（組合）

融資の種類			利率（注1）				
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金	基準利率	2.95	～	5.35	%
		特定の設備	特別利率C	2.35	～	4.45	%
	運転資金	共同購入運転資金	基準利率	2.95	～	3.95	%
振興事業貸付	設備資金	振興事業施設のうち特定設備	特別利率C	2.35	～	4.05	%
		振興事業施設のうち特定設備以外のもの	基準利率	2.95	～	4.95	%
	運転資金	振興計画に従って事業を営むために必要な資金	基準利率	2.95	～	4.95	%
		共同購入運転資金	基準利率	2.95	～	4.35	%

利率改定のご案内

このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和8年11月2日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。

㈱日本政策金融公庫　国民生活事業本部　生活衛生融資部

〒100－0004　東京都千代田区大手町1－9－4　大手町フィナンシャルシティノースタワー
Tel　03－3270－1651　生活衛生融資部 生活衛生企画グループ
ホームページアドレス　https://www.jfc.go.jp/

※　使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
（注1）貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。
（注2）生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%）低い利率でご利用いただけます（一部、ご利用いただけない場合がございます。）。
（注3）他に、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震等に伴う拡充措置がございます。
（注4）適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特災貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
（注5）適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付及び令和6年能登半島地震特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
（注6）貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。
＊1　創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.65%（雇用の拡大を図る場合は0.90%）低い利率でご利用いただけます。
＊2　賃上げ貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後2年間0.50%低い利率でご利用いただけます。